

# 都市公園におけるキッチンカー出店事業者公募（プロポーザル方式） に関する実施要領

## 1. 件名

都市公園におけるキッチンカー出店事業

## 2. 目的

本市では令和 2 年（2020 年）8 月から公共交通機関を使わず、徒歩で行けるような生活圏で気軽にシェフのこだわり料理が楽しめる機会を提供し、with コロナ・after コロナにおけるにぎわいの創出や新たなまちの魅力の可能性を探ることを目的とした公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験を実施し、その結果公園利用者だけでなく、周辺地域住民の利便性の向上、また、来園への動機付けや新たな公園の活用へのきっかけに繋がることが確認できました。

本事業は、社会実験の結果等を踏まえ、長引く新型コロナウイルスの影響下における新しい生活様式への対応策として、テイクアウト等業態転換等に取り組む市内事業者の支援につなげるため、また、都市公園におけるキッチンカー出店により、にぎわいの創出や市民の利便性の向上を図るため、キッチンカー出店事業全般に関する知識や経験、事業運営スキルを有する事業者を募集するものです。

## 3. 事業対象者

- (1) 本事業の対象者は、キッチンカー出店にかかる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督など、本事業に係るトータルマネジメントが可能な事業者とします。
- (2) 本事業の対象者は、キッチンカーの運営事業について、官公庁等での実績があり、過去 2 年以上にわたり継続している者とします。
- (3) 本事業の対象者は、キッチンカーの運営事業について、常時稼働しているランチ出店スペースを有している者とします。

※イベント等の一時的な出店は含みません。

- (4) また、(1)～(3)を満たした事業者の内、次の①から⑨までの要件をすべて満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ④ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項

の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者であること（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）。
- ⑧ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。
- ⑨ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

#### 4. 事業期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで（最長）

※事業の実施は 1 年度を単位とし、各年度の事業は協定の締結をもって行います。なお各年度の期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年度とします。

#### 5. 事業場所

本事業の対象となる公園と 1 日の最大出店台数は以下のとおりです。

- 野田中央公園（資料 1-1 参照）※1 日の最大出店台数 3 台
- 榎ノ木公園（資料 1-2 参照）※1 日の最大出店台数 2 台
- 野畑南公園（資料 1-3 参照）※1 日の最大出店台数 1 台
- 豊島公園（資料 1-4 参照）※1 日の最大出店台数 2 台

#### 6. 事業実施の主な条件

##### (1) 基本協定の締結

事業者は、本事業の実施に関して必要な事項を定める基本協定を本市と締結していただきます。基本協定の内容については、資料 2-1 を想定しています。

##### (2) 公園内制限行為の承認

事業者は、キッチンカー出店者の募集や調整を可能とし、具体的な出店内容が確定した後、豊中

市都市公園条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行為として、公園内制限行為申込書の申請（電子申請可）を行い1ヶ月ごとに本市の承認を受ける必要があります。

当該承認に係る使用料は、200 円/㎡・日に承認を受ける面積を乗じた額とし、キッチンカー 1 台当たりの承認を受ける出店スペースは 2m×5m = 10 ㎡とします。ただし、市内出店者については使用料の 50%を減免とします。納入の時期については、承認を受けるまでに納入するものとします。

なお、1 度承認を受けた既納の使用料については、豊中市都市公園条例第 23 条に規定するとおり還付しないものとします。

(3) 売上額等の報告

事業者は、毎月の売上げ実績を翌月 10 日までに報告するものとします。

(4) キッチンカー出店の調整

事業者は、対象となるすべての公園においてキッチンカー出店の調整を図ることとし、出店の頻度は、1 出店者（キッチンカー）につき 1 公園、週 1 回までの出店を目安とします。

(5) 出店時間

出店可能な時間は午前 11 : 00 から午後 7 : 00（準備及び片付けに要する時間は除く。）とします。

(6) 事業の調査等

事業者は、本事業の状況について本市が調査を実施する際には、これに協力するものとし、本事業にかかるデータを本市は公表できるものとします。

(7) 事業場所の追加

本市が新たな事業場所を追加する際には、事業者はこれに協力するものとします。また、事業者からの事業場所の追加の提案も可とします。ただし、実施方法等の詳細については双方の協議により決定するものとします。

## 7. 応募に関する事項

(1) 日程（令和 3 年（2021 年）から令和 4 年（2022 年））

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ■ 募集要領等の公表  | 12 月 15 日(水)             |
| ■ 質問事項の締切   | 12 月 28 日(火) 17 時 15 分必着 |
| ■ 質問事項への回答  | 1 月 19 日(水) 予定           |
| ■ 資料提出期限    | 2 月 4 日(金) 17 時 15 分必着   |
| ■ 審査（書類審査）  | 2 月 8 日(火)～2 月 22 日(火)   |
| ■ 審査委員からの質問 | 2 月 16 日(水) 予定           |
| ■ 審査委員への回答  | 2 月 18 日(金) 予定           |
| ■ 可否の通知     | 2 月 28 日(月) 予定           |
| ■ 基本協定締結    | 3 月 7 日(月) 予定            |
| ■ 承認手続き     | 3 月 22 日(火) 予定           |
| ■ 事業の開始     | 4 月 1 日(金)               |

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

(2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式 5）を電子メール（電話での質問は受け付けません。）で事

務局あてに提出してください。

(提出期限：令和3年(2021年)12月28日(火)17時15分(必着))

なお、提出されたすべての質問への回答は、令和4年1月19日(水)(予定)に本市のホームページに掲載し(質問者名は表示しません。)、個別には回答しません。

### (3) 提出資料

提出書類は以下のとおりです。

全ての提出書類の電子データを記録したCD-Rを1枚提出してください。

片面刷り、フォントサイズは原則10.5以上としてください。

関係法令及び条例を遵守し、かつ実施要領に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加申込書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式1
2	誓約書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式2
3	参加資格確認書		様式3
4	公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	・該当の有無を記入すること。 ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。	様式4
5	企画提案書	○事業実施体制 ○情報発信方法 ○市内事業者への支援策や拡充方法 ○公園の利便性の向上等につながる独自の取組み ○環境への配慮 ※企画提案書は、「8.事業者選定(2)審査項目」により審査するため、この内容に留意して作成してください。 ※企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。	任意 (A4サイズ10枚目安)
6	定款	写し可	-
7	商業登記事項証明書	参加申込日から3か月以内に発行されたもの	-
8	印鑑証明書		-
9	財務諸表	直近3事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細書等) また、パンフレットなど事業者の概要がわかる資料を添付	-
10	納税証明書	国税の納税証明書(その3の3) 市町村税の納税証明書	-

(4) 提出部数

提出書類は正本 1 部、副本 2 部（副本は、正本の複写可）提出してください。

ただし、企画提案書については正本 1 部、副本 9 部を提出してください。企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。

(5) 提出期限

令和 4 年（2022 年）2 月 4 日（金）17 時 15 分（必着）

提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合は応募を無効とします。

(6) 提出方法

持参（月曜～金曜（祝日は除く。）9 時～17 時 15 分）、郵送または宅配便のいずれかとなります。郵送または宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局に電子メールや電話で確認してください。

(7) 提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

(8) 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚 1 丁目 3 番 1 号

（事務局）豊中市環境部公園みどり推進課 企画調整係

TEL 06-6843-4121 FAX 06-6845-5813

E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp

8. 事業者選定

(1) 審査方法

- 本市職員で構成する「都市公園におけるキッチンカー出店事業候補者選定審査委員会」を設置し、審査基準に基づき書類審査により審査します。
- 書類審査の際、各審査委員からの質問がある場合、事務局から提案者にその内容をメールで通知し、提案者は 3 日以内（メール通知日含む）に事務局に回答するものとします。
- 審査は、各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定します。
- 全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- 合計点数の最も高い提案者が 2 者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定します。
- 合計点数が満点の 50%以上満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定しません。

## (2) 審査項目

審査項目	評価の視点	配点
財務状況	財務状況は健全か。	10点
事業実施体制	本事業の実施にあたり事業の管理運営方法や緊急時の対応など、円滑に事業遂行できる体制であるか。	15点
	キッチンカー事業における十分な経験と業務実績を有しているか。	15点
	適正な衛生管理を行う工夫があるか。また、リスクマネジメント（賠償保険等への加入等）に配慮しているか。	10点
提案内容	出店スケジュールや販売メニューなど ICT を活用した情報発信ができる体制であるか。	15点
	市内事業者への支援策や拡充方法は適切な内容となっているか。また、新たに事業を始める事業者に対してどのようなサポートが可能か。	10点
	アンケートや聞き取り、業務データ等により、地域住民や出店者の意向を効果的に調査分析して、業務に反映できる柔軟な対応は可能か。	10点
	公園の利便性の向上や、地域貢献につながる独自の取組みがあるか。	10点
	環境へ配慮がなされているか。	5点
合計		100点

## (3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和4年（2022年）2月28日(月)に電子メールにて通知します。

## (4) 審査結果の公表

最終審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

## 9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に「3. 事業対象者」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 提出書類において虚偽の記載があったとき。
- (6) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がないとき。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。

- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」（様式 6）を提出するものとします。
- (7) 審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。

#### 【別添資料】

資料 1-1 野田中央公園

資料 1-2 榎ノ木公園

資料 1-3 野畑南公園

資料 1-4 豊島公園

資料 2-1 基本協定書（案）

資料 2-2 出店条件

#### 【様式集】

様式 1 プロポーザル参加申込書

様式 2 誓約書

様式 3 参加資格確認書

様式 4 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無

様式 5 質問書

様式 6 参加辞退届